

湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ運用指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の管理・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 リポジトリは、湘南鎌倉医療大学(以下「本学」という。)において生成された学術研究・教育活動の成果・資源等(以下「成果」という。)を収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段によって無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

第 3 条 リポジトリの管理及び運用は、湘南鎌倉医療大学図書館(以下「図書館」という。)が行うものとする。

(登録者)

第 4 条 リポジトリに成果を登録することができる者(以下「登録者」という。)は次に掲げる者とする。

- (1)本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2)その他、図書館長が認めた者

(登録対象)

第 5 条 リポジトリに登録することができる成果は次の要件を満たすものとする。ただし本学で発行される「湘南鎌倉医療ジャーナル」及び本学で博士の学位を授与された博士論文(又は論文要約)・論文要旨・審査結果の要旨については、原則としてすべてリポジトリに登録する。

- (1)学術的な研究成果・教育活動成果・教育資源であること
- (2)登録者が作成に関与したものであること
- (3)法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (4)著作権・知的財産権および個人情報保護に係る法令および学内の関連する諸規定等を順守していること
- (5)その他、図書館長が認めたもの

(登録)

第 6 条 リポジトリに登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、図書館長に「リポジトリ登録申請書」(様式 1 又は様式 2)(以下「申請書」という。)を提出し、許可を

得るものとする。

- 2 登録希望者は、当該成果の著作権が複数にわたる場合、その全員から登録にあたり必要となる利用許可を「リポジトリへの学術雑誌掲載論文の登録同意書」(様式3)によって取得し、「申請書」と併せて提出するものとする。
- 3 登録希望者は、自らが当該成果の著作権者でない場合、著作権者全員から登録にあたり必要となる利用許可を「機関リポジトリ登録許可申請書」(様式4又は5)等によって取得し、「申請書」と併せて提出するものとする。
- 4 リポジトリへの登録と公開に関する作業は図書館が行うものとする。

(登録された成果の利用)

第7条 図書館は次に掲げる方法により、リポジトリに登録された成果を利用する。

- (1)当該成果の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2)ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する
- (3)利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う

(利用条件)

第8条 図書館は、リポジトリに登録された成果の利用については、次に掲げることを遵守する。

- (1)前条に定める利用方法以外による利用は行わない
- (2)公開された成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する

(著作権)

第9条 リポジトリに登録された成果の著作権については、登録後も著作権者に帰属する。

(成果の非公開・削除)

第10条 図書館は次のいずれかに該当する場合には、図書委員会の議を経て、リポジトリに登録された成果を非公開又は削除することができる。

- (1)登録者もしくは著作権者が、理由を付して非公開又は削除の申請を行った場合
 - (2)社会的に見て内容が著しく不適切である場合
 - (3)登録によって支障が生じると認められる場合
 - (4)その他、図書館長が認めた場合
- 2 成果の非公開又は削除を希望する者は、「リポジトリ登録状況変更(非公開/削除)申請書」(様式6)を提出しなければならない。

(免責事項)

第11条 図書館は、成果の登録及び公開あるいは利用によって発生した、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第 12 条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議の上、図書館長が定める。

(改正)

第 13 条 この指針を改正しようとするときは、図書委員会の議を経て図書館長が行う。

附則

この指針は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。